



平成 30 年度  
《第 3 次地域づくり計画》  
募集要項

① 事前相談期間 平成 30 年 7 月 9 日（月）～平成 30 年 7 月 27 日（金）

※事前相談は千曲市役所更埴庁舎 4F「総合政策課」が窓口です。  
※出来るだけ事前相談を受けるようにしてください。

② 事前協議期間 平成 30 年 8 月 6 日（月）～平成 30 年 8 月 31 日（金）

※事前協議期間中に、提案シート等を提出してもらい、実際の事業担当課と協議することになりますが、協議結果によっては協働事業として適さないと判断された場合は、事業実施を見送る場合があります。

「第 3 次地域づくり計画」について

協働による第 3 次地域づくり計画は、『千曲市協働事業提案制度』の区・自治会編となり、行政及び地元市民が抱える地域課題に対し区・自治会が提案し、行政が地域の特性を活かした魅力あるまちづくり活動経費の一部として支援するものであります。

これからの地域社会を未永く発展させていくためには、市民と行政がともに歩む仕組みをつくることが大変重要となります。

人口減少が進む中、第 3 次地域づくり計画では、71 区・自治会それぞれが、地域コミュニティやまちづくりを支える様々な団体の枠を超え、主役である市民一人ひとりが主体となって地域づくりの基本方針についてまとめた“協働による地域づくり計画書”を提案し、市民だけ行政だけでは解決できない問題や目標の達成が困難な事業に対し、より協働の理念に沿った手法を使いながら具体的に取組んでいくことを基本的な考え方として、計画期間内において“地域で支え合う力”を強化します。

千曲市企画政策部総合政策課

## 1. 対象とする団体

---

市内 71 区・自治会

※事業内容によっては、複数の区・自治会でも可とします。

例) 雨宮・土口・生萱区、東小学校区 等

## 2. 提案の種類

---

提案の種類は以下のとおりとします。

(1) 行政が抱える地域課題 (ソフト事業)

(2) 地域住民が抱える地域課題 (ソフト事業)

○ 課題をどのような事業や手法で解決するかを提案してください。

●行政又は地域住民がテーマとして掲げた地域課題の例
自区の循環バス、デマンド型乗合タクシー再編事業 (路線、停留所箇所等)
高齢者を見守る体制及び支援の強化 (ゴミ捨て、雪かき、買い物、草刈り等)
高齢者の交通安全事業 (地域ぐるみでの啓蒙活動、安全講習)
地域特性に配慮した住民主導型土砂災害警戒避難体制づくり
伝統芸能の次世代伝承 (地域の民話・民謡・伝統芸能等の伝承方法)
危険 (破損・落下等) 広告物点検ツアー
地元住民座談会によるニーズ把握事業
ワインぶどう栽培事業
休耕地の活用
小学校区まつり (地域の一体感が感じられるようなイベント企画)
花壇整備
児童によるゴミ出し協力

## 3. 提案事業の要件

---

次の要件をすべて満たす事業が対象となります。

- (1) 提案した翌年度に実施可能かつ、市内で行われる事業であること。
- (2) 公益的・社会貢献的な事業であって、区・自治会と行政が協働して取り組むことで社会的課題若しくは地域課題の解決又は福祉の向上等が図られる事業
- (3) 区・自治会と行政の役割分担が明確であること。

- (4) 予算（事業費）の積算等が適正である事業  
 (5) ハード事業については各事業課への「地域要望」で対応します。  
 ※上記要件を全て備えていない他、次に該当する事業も応募することができません。
- ・ 営利を主たる目的とするもの
  - ・ 選挙活動に関わるもの
  - ・ 施設等の建設や整備等を目的とするもの
  - ・ 法令や条例等に反するもの
  - ・ その他公序良俗に反するもの

## 4. 事業の実施期間

● 平成31年4月1日～（平成）32年3月31日

## 5. 負担金限度額

・ 20万円を限度額とします。（補助率10/10）

・ 市からの負担金は、同一年度内に1団体につき1回とします。

※3年を限度として継続する場合は、毎年中間報告書を提出し、取り組み内容等を検証し、次年度以降の効果が高められるよう必要に応じ協議の場を設定します。

<対象となる経費> ※千曲市協働事業提案制度に準ずる

費目	例
人件費	提案事業を実施するために必要な経費のみ
報償費	講師謝礼など
旅費	講師に支払う旅費、団体の構成員が事業実施に必要とする交通費
消耗品費	文房具、材料費など
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の印刷費、コピー代など
通信運搬費	郵便料、宅配便代など
保険料	イベント保険、ボランティア保険など
賃借料	会場使用料、リース料など

<対象とならない経費>

事業実施に直接かかわらないスタッフに対する給与、賃金
事業実施に直接かかわらない経費（飲食費、視察旅費、交際費、慶弔費）
積立金、備品・記念品などの購入費（イベント参加者への賞品、景品も含む）
団体の事務所等を維持管理するための経費（事務所の光熱水費等）
団体の経常的な活動に要する経費（NPO法人への登記登録経費等）
不動産の取得、造成等に関する経費
領収書等により支払ったことを明確に確認できない経費
事業実施期間外で行う準備等のための経費
他の団体への負担金、補助金

## 7. 事前相談・事前協議

---

● **事前相談期間** 平成30年7月9日(月)～平成30年7月27日(金)

● **事前協議期間** 平成30年8月6日(月)～平成30年8月31日(金)

相談：募集開始前から提案書類等を提出するまでの間、提案内容や書類等の書き方等の相談については、「総合政策課」が担当します。また、提案しようとする事業に関係ある課等でも相談することもできますが、「総合政策課」が窓口となります。  
(必要に応じ関係課等との調整も行います)

協議：(1) 事前協議期間の提出書類

- ① 「協働による地域づくり計画支援事業 提案書」(様式第1号)
- ② 「収支予算計画書」(様式第2号)
- ③ 「実施スケジュール表」(様式第3号)
- ④ 「区・自治会規約」
- ⑤ 「区・自治会の活動状況資料(予算書、前年度決算書等)」
- ⑥ 「その他市長が必要と認める資料」

(2) 提出部数 上記書類をいずれも2部ずつ提出して下さい。

(3) 提出先 千曲市役所更埴庁舎 「総合政策課」

※8月頃に提案書類に基づき事業担当課とヒアリングを実施します。

ヒアリングでは、提案された内容の確認、役割分担、事業費等必要事項を十分協議したうえで実現性を高めます。

ヒアリングの結果、事業として適さないと判断された場合、そのままの内容での事業実施は見送ることとなります。

## 8. 審査選考

---

● **実施時期** 審査選考 10月下旬頃

(1) 書類審査(事業担当課)

(2) 最終選考

事業担当課との事前協議実施後(8月)、提出された調書に基づき、制度担当部署及び財政担当部署の課長と協働のまちづくり市民委員会等との意見交換会により事業実施の可否を決定します。

結果は市長に報告して最終決定をします。

※11月中旬頃、提案された区・自治会に結果を通知します。

## 9. 審査選考における基準

---

審査視点（内容）
提案が具体的であり、区・自治会活動の活性化に寄与する内容となっているか。
提案が地域の特性を十分に理解・把握した内容であり、区・自治会の発展のため、実現可能な内容となっているか。
区・自治会と行政の役割分担は明確で、相互の特性を活かし、妥当と言えるか。
課題解決のために、区・自治会と行政による協働の必要性が明確になっているか。
事業内容に対して適正な積算がされているか。又、課題解決のための適正な予算規模か。
提案された事業は、今後の成果の広がりや継続が期待でき、区・自治会の自主的な活動による発展が認められるか。

## 10. 負担金の申請

---

事業決定後、実施にむけて、事業目的や内容、役割分担等について市の担当課と協議を行います。

負担金の交付申請書提出は次年度4月以降となりますが、その際に、事業内容や収支予算等の内容について、協議の上修正される場合があります。

## 11. 事業を実施するにあたっての留意事項

---

- (1) 事業実施途中で、実施状況を把握することから、「中間報告書」を作成していただきます。※対象事業は複数年度実施事業です。
- (2) 提案者より提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、協定の締結後であっても協定の締結を解除する場合があります。
- (3) 事業が完了した後、「実施報告書」「収支決算報告書」の提出と併せて、「自己評価シート」も提出していただきます。  
※評価シート作成の際は担当課と相談の上、提出して下さい。
- (4) 採択提案事業の決定後、提案団体と事業担当課は、提案を具体化するための協議や調整を行います。必要に応じ事業担当課は、次年度予算における事業費の予算要求を行います。最終的に市議会の予算議決をもって実施が決定されます。
- (5) 支払いは全て事業完了後（単年度ごと）となります。

## 12. 情報公開等

---

- (1) 情報の公開  
提案書等を市ホームページ等で公開します。  
また、事業実施報告及び事業費（事業に要した経費内訳、補助金の額等）についても、市ホームページに等で公開します。

(2) 個人情報の取り扱い

事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。また、協定書には個人情報保護を遵守します。

## 13.その他

---

(1) 応募にかかる費用は、応募団体の負担とします。

(2) 提出いただいた書類等は返還いたしません。

## 14.問い合わせ先

---

■千曲市/企画政策部/総合政策課/協働推進係

〒387-8511

千曲市大字杭瀬下84番地

電話 026-273-1111 (内線5312、5314)

FAX 026-273-8787

メール [seisaku@city.chikuma.nagano.jp](mailto:seisaku@city.chikuma.nagano.jp)